

## 平成30年度税制改正主要事項

### 1. 新規・拡充事項

- (1) 森林吸収源対策の地方財源確保に係る森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設
- (2) 新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の措置（相続税）
- (3) 農業用ハウス等の農地法上の取扱いに係る税制上の所要の措置（複数税目）

### 2. 延長事項

- (1) 軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長（軽油引取税）
- (2) 農業経営基盤強化準備金制度の2年延長（所得税・法人税）
- (3) 農地中間管理機構への貸付けによる農地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための農地の保有に係る課税の軽減措置の2年延長（固定資産税・都市計画税）

## 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設

森林吸収源対策に係る地方財源を確保するため、次期通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設。

### 【森林環境税(仮称)】

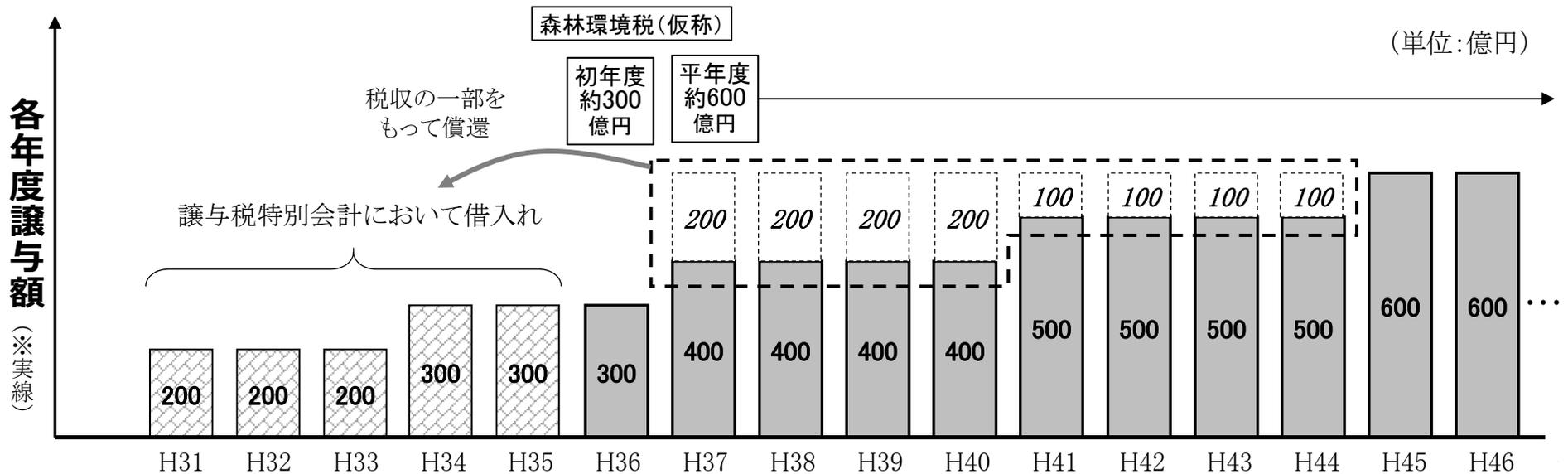
- ・ 森林環境税(仮称)は、国内に住所を有する個人に対して課する国税。
- ・ 税率は、年額1,000円とし、市町村が個人住民税と併せて賦課徴収。
- ・ 市町村は都道府県を經由して国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込む。
- ・ 森林環境税(仮称)は、平成36年度から課税。

### 【森林環境譲与税(仮称)】

- ・ 森林環境譲与税(仮称)は、森林環境税(仮称)の収入額に相当する額とし、市町村及び都道府県に対して譲与。  
(譲与基準及び経過措置は別紙参照)
- ・ 市町村が行う間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに都道府県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充てなければならない。
- ・ 使途等を公表しなければならない。
- ・ 森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。

# 森林環境譲与税(仮称)の各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び基準 (別紙)

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 市町村が行う森林整備等を都道府県が支援・補完する役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。(制度創設当初は、市町村を支援する都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 用途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



市町村: 都道府県の割合	80 : 20					85 : 15				88 : 12				90 : 10		
【市町村分】	160	160	160	240	240	240	340	340	340	340	440	440	440	440	540	→
【都道府県分】	40	40	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	→

- 市町村分
- 50% : 私有林人工林面積 (※林野率による補正)
  - 20% : 林業就業者数
  - 30% : 人口
- 都道府県分
- 市町村と同じ基準

※税収は粗い見込み値であり、計数全般について借入金利子を勘案していない。

※課税開始初年度である平成36年度は、市町村への納付・納入が行われるのが6月以降であり、都道府県を経由して国の譲与税特別会計に払い込まれるまで時間を要すること等から、平年度化後の税収(約600億円程度)の概ね半分の約300億円の譲与額となるが見込まれる。